

序章 緑の基本計画について

1 緑の基本計画とは

この計画は、都市緑地法第4条に規定された緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」といいます。）として定めるものです。

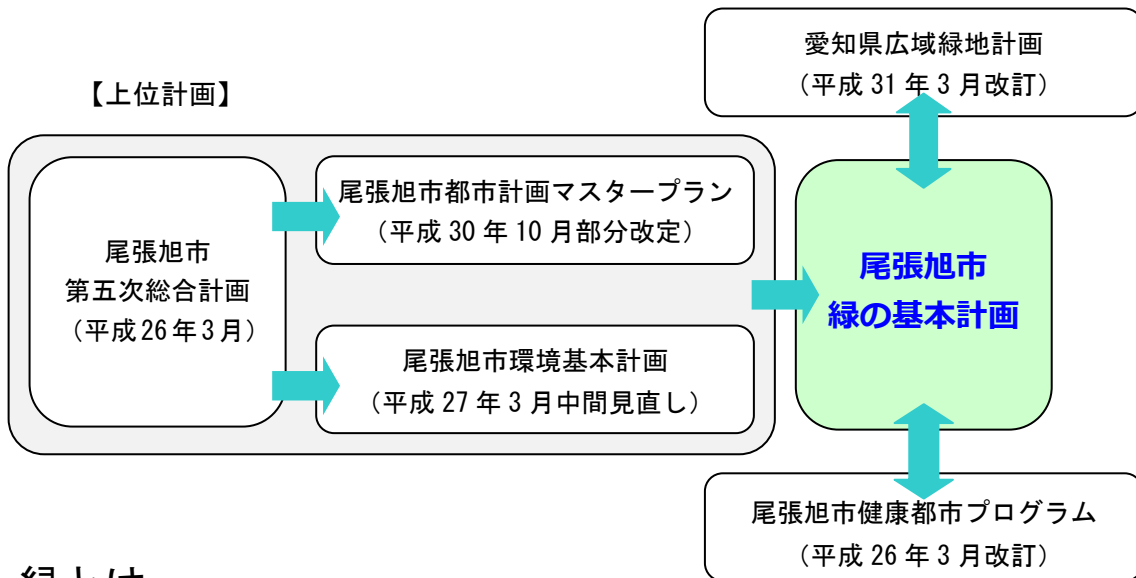
緑の基本計画は、本市の緑の現況や緑が持つ役割、そして社会動向などをふまえながら、将来の緑のあるべき姿を検討し、それを実現するために、どの場所で、どのように緑を守り育むのかを明らかにし、尾張旭市第五次総合計画で掲げた将来の都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち」にふさわしい緑のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、緑の基本計画の実現にあたっては、市民、事業者、行政が連携し協働によって緑の保全と創出を図る必要があるため、市民と事業者の理解と主体的な取り組みを働きかける役割も担っています。

2 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、本市の長期的なまちづくりの方向を示す基本となる「尾張旭市第五次総合計画」や、本市の定める都市計画の指針となる「尾張旭市都市計画マスタープラン」、そして本市の環境に関する総合的な取り組みを示した「尾張旭市環境基本計画」を上位計画としています。

また、都市そのものを健康にしようとする「尾張旭市健康都市プログラム」や、愛知県広域緑地計画、その他関連計画とも整合を図ることとしています。



3 緑とは

緑の基本計画で対象とする緑や緑地を、次のとおり定義します。

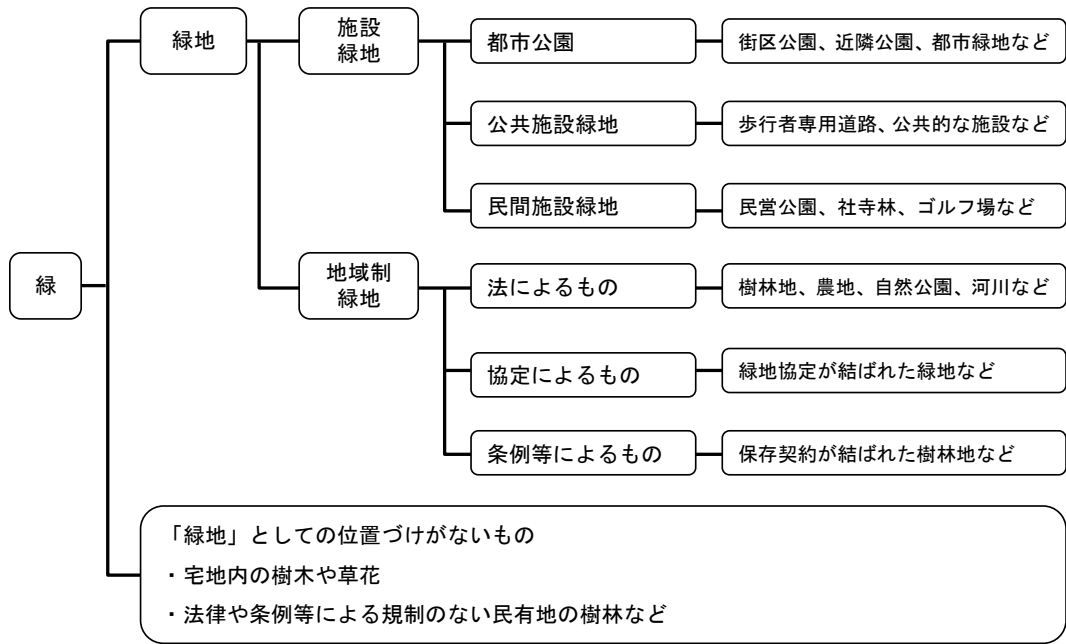
■「緑」とは

水面や水辺（河川、ため池）、農地（田、畑）、樹林地、草地、公園緑地、施設の緑（庭、屋上緑化、壁面緑化など）を指します。

■「緑地」とは

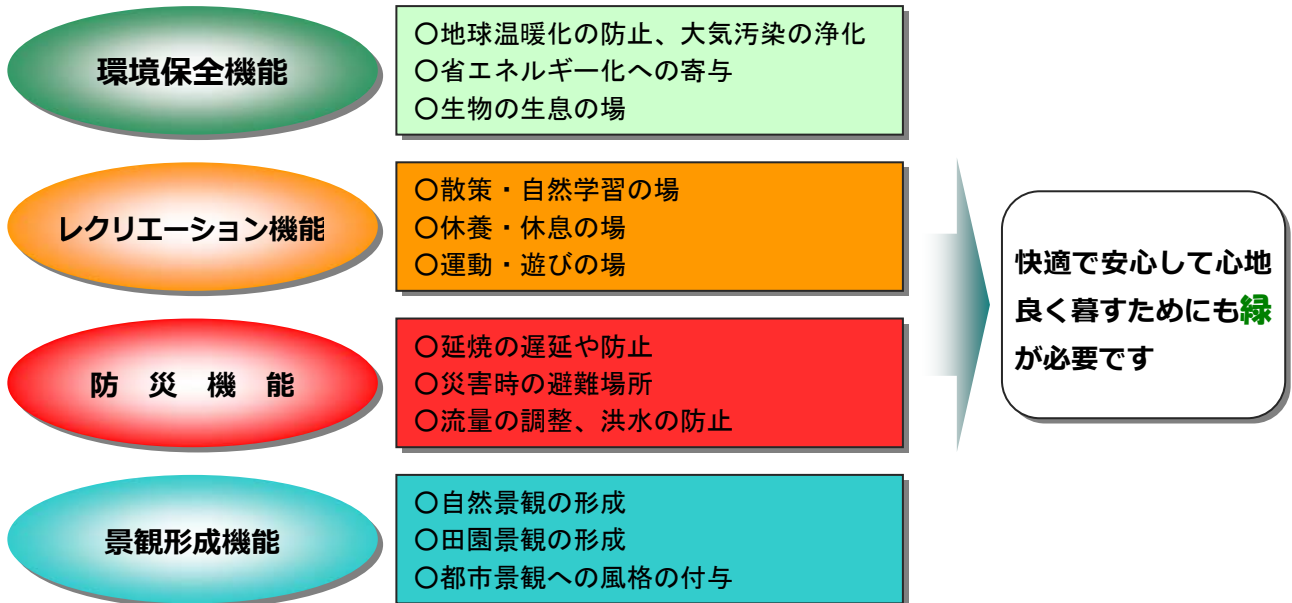
樹林地、草地、水辺などのうち、公園や広場など、一般に利用できる施設として確保されている土地の区域（施設緑地）や法律、条例等に基づく制度によって、土地利用や開発などが制限されている土地の区域（地域制緑地）を指します。

「緑」と「緑地」の区分



4 緑のはたらき

緑のはたらきには、主に次のような機能があります。



5 対象区域・目標年次

緑の基本計画の対象区域は、尾張旭市全域とします。

また、尾張旭市都市計画マスタープランとの整合を図り、平成 23 年度を初年度として、令和 7 年度を目標年次とします。

今回は、令和 2 年度の間接年度に当たっての中間見直しです。